村田敏一教授 オーラルヒストリー

聞き手:島田志帆(法務研究科教授) 中村康汀(法務研究科教授)

- 島田 これより、村田敏一先生のオーラルヒストリーを始めたいと思います。わたくしは立命館大学大学院法務研究科の島田志帆と申します。 2010年に本学に着任して以来、ロースクールの商法部門で村田先生の同僚をさせていただいております。
- 中村 同じく立命館大学法務研究科の中村康江と申します。わたくしも同じく村田先生が法科大学院にご着任されて以来,当時わたくしはまだ法学部のほうに所属していたのですが,そのときからの同僚ということになります。また,それ以前にも、村田先生が京都大学の商法研究会にいらした時に、研究会での先生のご発言というのは記憶にございます。本日はよろしくお願いします。
- 島田 それでは、前半はわたくし島田が聞き手をさせていただきます。 村田敏一先生は立命館大学大学院法務研究科に16年間ご在籍し、この たび定年を迎えられました。また今後は、特任教授として引き続き法務 研究科で教育、研究に取り組まれます。まず定年を迎えてのご感想をお 願いいたします。
- 村田 ただ今ご紹介いただきましたように、このたび定年ということで一つの区切りを迎えることとなりました。これも聞き手の島田先生や中村 先生という同僚に恵まれてのことと思います。私は日本生命保険相互会 社で27年間勤務して早期定年退職をし、その後、本学ではロースクール 一筋に16年間勤務しました。その意味で今回は、かたち上は2度目の定年ということになるわけです。大学院には行っていませんから、22歳から65歳まで合計43年間、結構長い期間、2つの職場で働いたこととなり

ます。実務家から大学教員になる方は多くおられるのですが、私はちょうど50歳になる6カ月前に転職しました。会社では部長職までいって相当実績を上げることができたと思っていまして、また大学でも16年間勤務しましたので、相当の教育研究実績を上げることができたものと自負しております。よく人生二毛作と言いますが、巧まずしてうまい時期に転職して、充実した仕事が2つの職場でできたものと思います。まだ少し余力もありますので、今ご紹介がありましたように、特任教授として今後もロースクールで教育、研究に努めたいと思います。

<東大寺学園から京大法学部へ>

島田 それでは、先生の高校時代の思い出、京都大学法学部への進学志望 動機などをお聞かせください。

村田 私は奈良の東大寺学園. ここは中高一貫6年制教育ですけれども. そこで学びました。当時は1学年100名だったんですけれども、そのう ち40名ぐらいが京大に進学し、医学部にも30名強が進学していました。 もともと東大寺、お寺の東大寺ですね、その夜間学校から始まった学校 なんですが、その当時はもう受験校として知られていました。「東大寺 学園 | というより、京大へいっぱい行くので「京大寺学園 | という感じ でした。普通の学校より1年前倒しで学習が進むので、6年目、高校3 年目は受験対策に専念できました。今とは違いまして、今は西大寺のほ うに移転しているんですが 当時の東大寺学園は東大寺の境内の南大門 と大仏殿の間に立地していまして、よく校庭に鹿が入ってきたような学 校でした。今は東大寺ミュージアムになっている場所です。私も登下校 時に大仏様、東大寺の盧舎那大仏を毎日礼拝していました。現在は、先 ほど言いましたように西大寺の近くに移転して、定員も増加しておりま す。東大寺学園には個性的な名物教員がたくさんおられたんですが、私 が哲学を習った大川先生、大変尊敬していた方ですけれども、その哲学 の先生からは「君は現実主義者なんだけれども、同時にロマンチスト

だ | と言われていました。

高校3年生の夏休みには、東大寺本坊横の冷房の効いている東大寺図 書館で、よく受験勉強をしていました。この図書館には貴重な仏典や美 術書が所蔵されており、「だめだ、だめだ」と思いながらもつい仏教書 を見てしまい、とうとう仏教美術が生涯の趣味となりました。私は、も ともと天文学や地質学、古生物学といった地学や、キノコや苔の分類学 といった博物学が好きだったんです。しかしまあ、その分野で食べてい くのはなかなか大変です。当時、同級の安波亮介君が「法学部に行けば 権力と経済力がともに手に入る」と言うので、まあ俗物でしたから、 「それは魅力だ」ということで、文科系に転じて法学部に行きました。 安波君は現在、最高裁判事を務められていまして、東京地裁所長や大阪 高裁長官を歴任した方です。当時は、まだ現在と違って、法学部は大変 人気がありまして、「法科万能」という雰囲気が残っていた最後の時代 のように思います。法学部だったら京都大学、経済学部なら一橋大学、 文学部だったら慶應大学がいいなと思っていました。成績が良かったの で高校の先生からは「この成績なら東大文一を受けなさい」と勧められ ましたけれども――当時、東大寺学園も京大だけじゃなく、東大にも ちょっと入れようという感じだったので――「東大を受けろ」と言われ たんですけれども、それは全く考えていませんでした。まあ、安波君は 東大法学部に行かれたわけであります。

当時,京大文系の入試科目は理科が2科目で,普通,生物と化学の受験者が多いんですけれども,僕は生物と地学で受けました。「地学で受ける」と言うと,そんな人は少ないので先生も驚かれていました。因みに,本学法学部の渡辺千原先生と清水円香先生も地学で受けられたそうで,地学ファンは結構,立命館大学にはおられるわけであります。それで大学受験は京大法学部のみで,現役合格したんですが,当時は照会すると点数がわかりました。後で聞いたところによると日本史と世界史はほぼ満点だったそうです。200点満点中,195点ぐらいだったと聞いてお

ります。

島田 因みに、私も地学で受験しました。

村田 あ、そうですか、それはすごい。

島田 社会科とかの負担の関係で……。

村田 慶應大学も、そういうのがあったんですか?

島田あ、センター入試です。

村田ああ、僕はセンター入試がなかった時代です。

中村 共通一次も?

村田 共通一次も何もなかった。

島田 京大は、文系でも二次で理科があったということですか?

村田 一次二次も何も、一つしかなかった。一次、二次の区別がなかった。私が京大に入った3年後くらいに共通一次ができた。最後の古典世代です。

島田 清水先生は……。

村田 大阪市立大学だから、センターで受験したということでしょう。

中村 大阪市立大学は、二次はたしか英語と国語しかなかったと思います。

村田 渡辺先生もたぶんセンターで地学を受験したんでしょう。

島田時代的にはそうですよね。

中村 今の京都大学の二次には、理科はないです。

島田 すみません、何か余計なことを言って。

中村 いえいえ,シナリオに書いてないことを話したほうがおもしろいです。

村田 そうそう、そのほうがおもしろい。

<京大法学部の学風と川又先生の薫陶>

島田 はい、それで、当時の京大法学部の雰囲気はどうでしたか。また、 商法の川又良也先生の演習を選ばれたということですが、どのような演 習でしたか?

村田 はい、京大の志望理由ですが、自宅から近かったこともあるんですけれども、「京大には自由の学風がある」とみんなが言っていたので、それに惹かれたということがあります。戦前の、滝川事件の本なんかも読んでいて憧れていました。立命館大学に招聘いただいた時も、滝川事件で多くの教官を受け入れた大学だということを、まず思ったわけであります。まあ確かに、行ってみて、「自由」というのはありました。逆に言うといい加減な大学でしたけれども、自由は自由でしたね。法学部でも単位の登録はなかったですから。同じ時間にやっている開講科目でも、試験を受けて合格すれば単位認定される、自由といえば自由、そういう感じでした。

川又良也先生の演習を選んだことについてですが、川又先生と私の父 親とは旧制第三高等学校の最後の卒業生で、また友人でした。新制の膳 所高校では、母親の兄が川又先生と同級生だったので、川又先生を子ど ものころから、実は中学生のころからわりと知っていました。先生の風 格を存じ上げていました。そういうことで、よく知っていたということ があるんですけども、当時の京大では、2回生で「外国書講読」という 法律書を講読する授業があって、その後予備ゼミを半年間、本ゼミを1 年間という制度だったんですが、2回生から4回生まですべて川又先生 を選択しました。川又先生からはいろんな場で薫陶を受けたんですけれ ど、お話では「戦後すぐの頃は京大法科でもイデオロギー的な対立が激 しくて、かなり辟易していた」と。「資源に乏しく四周を海に囲まれた わが国が戦後復興し、再び世界をリードする経済大国になるためには、 貿易立国を目指さないといけない。そのための法的インフラとしての海 商法、国際取引法が非常に重要だしと。川又先生は国際私法学会の理事 長もされていて、国際私法、国際取引法も大変詳しかったんですけれど も、「それを研究していかないと、日本の経済復興はない」ということ をよく言われていました。「日本人の経済的な幸福というものを、現実 的に目指す」という先生のお考えに私は共鳴したわけであります。川又 先生は、第1回フルブライト留学生として、ちょうどサンフランシスコ 講和条約が結ばれて日本が主権を回復した時ですけれども、今横浜港に 係留されている氷川丸に乗船してハーバード大学に最初に留学されたわ けであります。

2回生の「外国書講読」は、現在の京大法学部では大人数でやってい ますが、当時はほとんどの教官が担当し、少人数方式で、2回生として はやや高度なテキストを読んでおりました。当時、商法の教授は3名お られまして――上柳克郎、川又良也、龍田節の3先生全員、私の年は 「外国書講読」を担当されて選べた。非常に恵まれた年でした。上柳先 生はフランス法をやっておられたように思うんですが、川又先生と龍田 先生は英米法の講読でした。川又先生は、スタンフォード大学に John Merryman という非常に有名な教授がおられたんですが、その先生の The Civil Law Tradition というテキストを用いられたわけであります。 これは、英米法の国の住人、本来英米法を勉強している人が、英米法の レンズを诵して大陸法の特色を知るという――スタンフォード大学では 主にラテンアメリカからの留学生が勉強する本だったんですが、これが 非常に面白かったです。毎回法律的な雑談が多くて少ししか進まなかっ たんですが、英米の法文化や訴訟制度と基本的には大陸法に属している わが国の法制度。それらを川又先生が比較ということをされて、非常に 興味が呼び起こされたわけです。これによって、英米法というものに非 常に興味を覚えました。

それから、予備ゼミから本ゼミなんですが、これは結構オーソドックスなやり方でありました。「判例百選」の事案を先生が指定して皆に当てて、二人ずつ報告し、最後に全員で討議するという演習でありました。そのとき先生が指定された判例は、「判例百選」の手形小切手法、有価証券法や保険法をはじめとする商行為法ばっかりで、会社法をされない。それが不思議で、私が「なぜ会社法をやらないのですか?」とお

聞きしますと、「会社法には大した理論がないし、ころころ変わるから。だから、君ら実務に行って、法律家になったり企業法務に行ったりしたら、そのころにはきっと変わっているから、実務に行ってから勉強するので十分なんだ。大学ではきちっとした理論のある手形法や保険法をしっかり勉強しなさい」と、そういうことを言われました。その時はあまりピンとこなかったんですけれども、実務に行くとだんだんとそのことが理解されてきたわけであります。

ちょうど大隅健一郎先生が亡くなられた際に、川又先生ら高弟が集 まって「旬刊商事法務 | 誌上で座談会をされた¹⁾。川又先生が司会をさ れたんですけれども、そこで同様の趣旨のことを上柳克郎先生や河本一 郎先生がおっしゃっていました。川又先生がよく言われたのは、「商法 の研究をするには、有価証券法をやらないで会社法だけやっていたらダ メなんだ。有価証券法をやらないと理論的に弱くなる。有価証券法をや らない商法学者が増えてきたので理論的に弱いんだ」と、こうおっ しゃっておられました。確かに現在では、手形小切手法の重要性は実務 的にはかなり後退しているんですけれども、現に私も研究者になってか らは会社法や保険法の論文ばかり書いているわけですが、海商法での船 荷証券や、会社法での株式という有価証券の研究の重要性は増している と思います。有価証券法への愛着はあるわけであります。川又ゼミでの 研究報告テーマは、最高裁判例が出たこともあって、「手形偽造の民事 責任 | を担当いたしました。なお教歴でいうと、立命館大学の法学部で 一度だけ有価証券法の講義をしたことがあります。理論的に高い水準の 内容で結構、学生にとっては難しかったと思いますけれど、大学院を目 指すような学生からは高評価だったと聞いています。あと、実は法学部 で海商法の講義も担当したことが一度だけあります。船荷証券とか、 しっかり教えたことがあるわけです。

^{1) 「}座談会 大隅健一郎先生追悼 商事法とともに歩む」旬刊商事法務1499号(1998年) 4 頁以下。

一方、川又ゼミの雰囲気というと、コンパゼミというか酒飲みゼミで、しょっちゅうコンパをすることで有名でした。川又ゼミからは学界にはそんなにたくさん出ていないのですが、実業界には多数の人材を輩出しています。たとえば三井住友銀行のトップが2人出ています。今の三井住友ホールディングのトップも川又ゼミ出身者です。一期待遇の奥正之さん、有名な方ですけれども、実はこの方はゼミには来ていなくて、別に自主ゼミというのをやっていて、そこで UCC (アメリカ統一商法典)の輪読をされていました。奥さんとは金融審議会に出席している時によくお会いしたんですが、「川又ゼミは酒飲みばっかり、コンパばっかりしているんだ」とおっしゃっていましたが、そのなかで川又先生について「やっぱり先生の英語力はすごい」と、奥さんは三井住友銀行頭取になる前に長くアメリカで勤務されていたんですが、「川又先生の英語力はすばらしい」ということをおっしゃっていました。

京大の大教室での商法の講義は3講座ありまして、当時は上柳、川又、龍田の3先生、森本滋先生はまだ助教授で大講義は担当されていませんでした。非常勤で神戸大学から来ていただいた河本一郎先生も大講義を担当されていて、それぞれ非常に特色があって、まったくやり方はひとりひとり違うんですが、ほんとうに面白かったです。上柳先生の講義は、「七色の講義」と言われるように法曹志望、企業実務家志望、研究者志望の者、全ての者を満足させる立て板に水のような名講義でした。龍田先生は、これまた特色のある講義で、今日、ちょうど京大法学部の有信会という同窓会組織の会誌が届いて、そこで前田雅弘先生が龍田節先生を偲んで思い出を書いておられましたけれども、大教室でね、学生を当てたりして、ケースメソッドを導入した非常に緊張感あふれる講義でした。あまりに厳しいので、どんどん人数が少なくなっていっていましたけども……そういう名講義でした。河本先生は、特殊講義ということで非常勤で来られていました。先生は、法制審議会の商法部会で会社法改正の議論をされていたんですけれども、その議論状況を素材と

して、わが国の会社法をどういうふうに改正していくべきか、わが国の企業、経済の置かれた状況と結びつけてかなり実務的に論じておられました。いわばライブでの会社法改正講義です。上柳先生はよく理論商法学と言われるんですが、河本先生は理論ももちろんすごかったんですが、実務への理解がものすごくあったように思いますね。河本先生の講義は、今、時計台の百周年記念ホールとなっているんですけれども、滝川事件の頃からあった法経一番教室という大きな円形階段教室でやっていて、ほぼいっぱいになっていました。この教室、学生紛争が激しかったので、結構、傷んでいました。釘が露出したりしていて、悪い席に座るとお尻が痛くなったりして荒れていましたけれど、でもいっぱいになっていましたね。この講義で対象となった法制審議会での議論というのは、昭和56年の商法・会社法改正に結実するわけですが、私が実務に行った時に早速役立つこととなります。

法学部での成績は非常によくて、当時は科目ごとに81点とか82点とか点数が出るんですが、法律科目は全部80点以上で全「優」でした。唯一政治学の高坂正堯先生の「国際政治学」だけが「良」だったので、「とらなきゃよかったなぁ。これがなかったら全『優』だったのに」と後悔しています。もっとも高坂先生のお話自体は大変面白かった。半分くらい阪神タイガースの話をしているんですけれども、国際政治情勢の講義をされていました。今でも高坂先生の著作の大のファンで、よく読み返しています。『海洋国家日本の構想』(中央公論社、1965年)とか、『世界地図の中で考える』(新潮選書、1968年)といった本、これを読むと全く古びていない。名著としては、中公新書の『国際政治――恐怖と希望』という本があるんですが、これは1966年に初版が出て今現在50版を超えています。一度も版切れすることなくです。この手の本というのは、国際政治の情勢というのはどんどん変わりますからすぐ絶版になるんですけれど、これは読み継がれている。ウクライナの問題が起きたので読み返していたんですが、今読んでも、現在の国際情勢と日本の進路を考え

る上で非常にヒントに満ちている本です。高坂先生は、よく現実主義者 と言われますが、一方で理念も重視されていた。自民党政権に早くから 環境政策の重要性を訴えるなど、先見の明にあふれておられました。

政治学では、ほかにアナーキズムなどロシア政治思想史の研究者で、ロシア革命、ロシア政治史の研究をされた勝田吉太郎先生。ロシア政治の研究をしているんですけれども、この人は保守の論客でもあったわけです。高坂先生と並んで「産経文化人」と呼ばれた勝田先生の講義もたいへん面白かったです。ファンでした。勝田ゼミの学生に誘われて先生の研究室に遊びに行くと、ロシアンティーを自ら作ってくださった。先生は、ロシア政治のことは嫌いだったんですが、ロシアの文化は好きな人で、ジャムの入った温かいロシアンティーを先生手ずから入れてもてなしてくださる。京都の冬はたいへん寒いんですが、あったまって楽しかったですね。非常に親身になっていろんな話をしてくれる先生でした。帝政ロシア期のインテリゲンチャのような風貌で、川又先生とともに、髭がよく似合っておられました。

いちばん忘れられないのは、西洋法制史の上山安敏先生です。私はゼミは商法だったんですけれども、上山先生のドイツ法制史の演習にもオブザーバーで参加していました。ドイツ語の法制史の原書講読をするわけですが、とても厳しい。本ゼミ生がだんだんついていけなくなって脱落していくんで、最後は3~4人になり、毎回、ドイツ語の翻訳を当てられるようになった。「君のドイツ語はうまい」とは言われなかったけれど、「翻訳能力は素晴らしい。僕より上手だ」と褒められました。上山先生の文体というのはかなり癖があって、あんまり翻訳がうまいほうではなかった。そういうわけで褒められたことがあって、大変誇りにしているわけであります。今でもファンです。ドイツ語力は今はありませんのでドイツ語では読みませんけど、日本語で、『魔女とキリスト教――ヨーロッパ学再考』(講談社学術文庫、1998年)や、『フロイトとユング――精神分析運動とヨーロッパ知識社会』(岩波現代文庫、2014年)な

ど、上山先生の文庫本化された著作はよく読み返しています。上山先生は、見た感じはお体が強そうではなかったんですけれど、長生きをされました。上山先生はいわゆるシベリア抑留を経験されたわけです。それでロシアに対するいろんな思いがあったようです。無事に生還されたんですけれども、辛い思い出があったようで、「シベリア時代の悪夢にうなされて、たびたび夜、目を覚ました」というふうにおっしゃっていました。

このように商法だけでなく、京大では本当に恵まれた演習や授業を受けることができて幸福でした。高坂先生はわりと早くに若くして亡くなられたんですけれども、その他、今ご紹介した先生方、私が魅了された先生方、川又先生をはじめとして皆さん鬼籍に入られました。直近ではこの4月に龍田先生が亡くなられました。私がもう定年なんですから、仕方がないわけであります。

<日本生命保険相互会社へ入社>

島田 京大卒業後,日本生命に就職されましたが,そのあたりの経緯はいかがでしょうか?

村田 成績が良かったので大学院に行こうと思えば行けたとは思いますが、何だか地味そうなので大学院という選択肢はありませんでした。当時は研究者という選択肢は志望していませんでした。今は一応研究者になっているわけで、不思議といえば不思議なものですが……。川又先生からは私に弁護士、法曹を目指してほしいということを言われていたんですが、当時の司法試験は現在の比ではなく、受かる人数が非常に少なかったですし、難関でした。私の京大の友人も、司法試験に何としても受かりたいという人は、当時なぜかメンソールの煙草を吸うと欲望がなくなって試験に専念できるという言い伝えがあって、メンソールのタバコを吸ってがんばっていましたけど、なんか痛々しかったです。まあ私自身は、そこまでストイックに勉強して、寝る暇も惜しんでやるという

ことにはちょっと馴染めなくて、他に美術のクラブ活動や女性とのおつきあいに励んでいましたので、ちょっと一発合格は無理だろうと。留年してまでもという気持ちがありまして、さっさと4回生で卒業して就職したわけであります。

当時は今と違って企業法務は、弁護士の仕事としてあまり確立されていませんでした。今の大手のローファームもなく、M&A実務などのダイナミックな企業法務もまだない時代ですので、むしろ大企業の法務部門に行ったほうが、大きな法務の仕事ができるという感じの時代だったわけです。当時は就職協定が非常によく守られていました。4回生の10月1日が就職訪問の解禁日になります。日本生命は、京大の北門前に有名な喫茶店の進々堂というのがあるんですが、9月末日に借り切って説明会をしていました。私も日本生命に入社してからは貸し切りで進々堂に行って説明をしていましたが、よく進々堂が貸し切りを許したものだと思います。今でも独特の雰囲気のある喫茶店ですけれども、当時の進々堂は今にも増してアカデミックな雰囲気で、ほとんどの人がまあ外国書を読んでいるという感じでした。

内定というのは一つ決まるとどんどん決まって、どこも決まらないと落ち込んでなかなか決まらないんですが、幸い私は順調に日本生命、住友信託銀行(当時)、関西に本店のある都市銀行2行から内定をいただきました。まず都市銀行はやめました。何と言うか面接をされる方がいかにもやる気満々でハイテンションでとにかく忙しそうなんです。「ここに行ったら、ちょっともう本とかも読めないな」という感じだったので、これはやめました。で、住友信託銀行……今は合併して三井住友信託銀行ですけれども、住友信託銀行の人には結構知的な感じの方がおられて、英米法では信託法をずいぶんやるんですが、興味を持っていたので、「ちょっと信託もいいな」と思ったんですが、結局、日本生命に行くこととなりました。あのほんとのところの理由なんですが、今でもそうなんですが、私は朝早く起きるのが非常に苦手なんですね。「銀行の

人は朝8時前にはもう出社して、ひと仕事している」と、これを聞いて 嫌になりました。日本生命の面接では、現場はそうではないと思います が、本部は9時20分始まりということで、単純にそれがいちばんの決め 手で日本生命を選んだように思います。ただまあ積極的な理由もありま して、大学で保険法を勉強していましたから、「保険のしくみというの は人類の編み出したリスク分散の英知だしということで、また、日本生 命は業界トップですが関西系の企業でして、京大の先輩もたくさんおら れたということで選んだような気がいたします。川又先生自身は、国際 取引法とか海商法、海上保険法が専門でしたので、その専門からは東京 海上火災も魅力的だったんですが、当時、関西にずっと住んでいました ので、「東京」とついているところが何となく違和感がありましたし、 京大から行ってもきっと出世できないなと思いましたので、やめたわけ であります。後に日本生命で仕事を始めてから、日本生命と東京海上の 人とは非常によく話をする機会があるんですね。制度論とかでかけ引き がいっぱいあるんですけれど、多くの知り合いができたんですが、結 構、厳しい会社のようで、みんな「日本生命がいいな」「日本生命にし て正解しと言っていました。ちなみに今年の就職人気ランキングを見て いたら、日本生命が東京海上を抜いて一位になっていましたね。

<日本生命での活躍>

- **島田** 日本生命では、どのようなお仕事をされていましたか。法務関係を 中心に新入職員の頃からお聞かせください。
- 村田 昭和55年に、新入職員として当時大阪本店にあった企画部企画課に 配属されました。この部署は現在では東京に移って、総合企画部という 名前になっています。ここは、ひと言でいうと経営中枢を担う部門で、 経営分析とそれに基づく経営計画の策定、取締役会などの役員会の運 営、定款をはじめとする経営規定の管理といった職務を分掌、担当して いました。取締役会の案件調整、定款改正といった職務は、まさしく商

法・会社法の知識が必須のものであります。また昭和55年に入社しましたので、ちょうど河本先生が講義されていました昭和56年の商法・会社法改正に伴う実務の見直しを、特命事項として担当しておりました。取締役会の案件調整でいうと、利益相反取引ですね、直接取引と間接取引の実務を最初命じられてやっていました。聞き手のお二人はよくご存じのとおり、昭和56年の商法改正にはかなりの重要事項が含まれています。利益供与禁止規定というのが初めてできました。また株主総会の活性化のための株主の提案権の整備といった改正が行われました。かなり重要な改正であったわけです。

ところで日本生命はきわめて巨大な企業ですが、株式会社ではありま せんで、保険業法を根拠として保険会社のみに認められた保険相互会社 という形態の法人であります。株式会社では株主が社員ということにな るわけですけれども、保険相互会社では社員は保険契約者となるわけで す。そこで商法は直接は適用されず、会社法、株式会社の規定をベース にさまざまな準用や読替えをしていく必要があるわけです。例えば株式 会社での提案権などの少数株主要件を、少数社員すなわち少数契約者要 件として書き換えていく。保険業法とかあるいは定款というものの中で 読替えをしていくわけですけれども、ここには非常に難しい問題がある わけですね。保険業法自身の立案をするのは大蔵省(当時)ですけれど も、私は保険業法の見直し案や定款改正案の原案を作成しておりまし た。保険会社というのは免許業種ですので、当時の大蔵省、現在は金融 庁の厳格な監督を受けておりまして、 定款改正も認可事項になります。 認可を受けるわけですね。大蔵省との折衝をしているのは調査部という 部署なんですけれども、当時、企画部にいた私は東京に出張して、大蔵 省の銀行局保険部保険1課に定款改正案の説明に行きました。まだ会社 に入って2年目ですからね。やっぱり大蔵省というとその頃は何かすご く怖い感じがしたんですが、フレンドリーな感じでいろいろと話を聞い て対応してくれました。「いちばん詳しい者が説明にいけばいい」とい う発想でしょうが、「平社員、入社間もない者をこんな説明に行かせる のかな」ということで結構驚いていましたが、やりがいを感じてモラル も上がったというわけです。

その後一回、現場……といっても別に保険を売っていたわけではないんですが、地域管理部門である横浜支社を経て、東京本部の財務企画室というところに異動しました。横浜支社に3年いたんですが、生まれて初めて関東に住んだことになります。横浜支社は、当時の日本生命で最大規模の支社で、山下公園の近くにあり、支社の窓からは横浜港の船がいっぱい見えるんです。川又先生が乗船されてアメリカに行かれた氷川丸が係留されている山下公園も見えるわけです。横浜はお洒落で、異国情緒の漂う町で、今でも大好きですけれども、このときからファンになったわけです。

続いて財務企画室、これは東京にあるんですけれども、に異動しまし た。主任から課長代理にかけて5年間勤務しました。たまたまこの頃は わが国の金融・経済にとって激動期にあたっていたんですが、この部署 は資産運用の司令塔であって、ポートフォリオ管理とかですね。まあ株 式とか貸付とか不動産とかこれらをどうミックスしていくといちばん収 益が上がるか、というポートフォリオ管理、リスク管理、それから資産 運用に関する役員会運営や規定管理、大蔵省や日銀、他業態との渉外業 務というものを担っていたわけであります。私は役員会運営や規定管 理. リスク管理. そして渉外の二つのラインで仕事をしたわけです。当 時の渉外ラインの担当課長は、日本生命を辞めてライフネット生命を創 業したのちに、病気から立ち直られましたが、立命館アジア太平洋大学 の現在学長をされている出口治明さん、彼が上司でありました。当時 は、バブル経済の頂点からバブルが弾けて日本経済が低迷していく本当 の過渡期にあったわけであります。元号で言うと昭和から平成へ移る時 期です。ちょうど日経平均が3万8700円というピークを付けましてね。 当時の役員会で「今後の株価見通しをどう考えるか」ということで激論 が交わされていました。もうつい最近のことのように思い出されます。 当時は、リスク管理と言いましても、まだ法令というのは未整備の状況 で、現在は金融商品取引法になっていますが、証券取引法あるいは商 法、会社法には、いわゆる内部統制やリスク管理、法令遵守体制の整備 といった規定が何もないわけです。手探りでリスク管理体制を整備して いった時代です。まあ、日本生命は大変なリスクに晒されていたわけで す。日本生命は当時のわが国最大の株式機関投資家で、簿価でも数兆 あったわけですけれども、多額の含み益を持っていました。これが株価 が急落していくとどんどん減ってくるので、どうコントロールするか。 今も問題になっていますが、内外金利差というのがあってですね、当 時、日本生命も金利差を狙い多額の外貨建投資をやっていました。米国 債とかを買っていたわけです。世界の金融市場では、「ザ生保」と言わ れていて、巨大なプレーヤーだったわけです。世界の国際金融市場にそ の名が知られるとともに、一方でものすごい為替リスクに晒されていた わけであります。そして、「ザ生保」の外貨建投資動向が為替相場に逆 に大きな影響を与えていた時代でして、毎日、日銀から電話がかかって きてヒアリングを受けていました。とにかく急速にリスク管理体制の整 備を進める必要があり、私がいた時にやっと役員会としてのリスク管理 委員会ができて、その初代の事務局を務めて、役員会にも書記として案 件調整ということで毎回入っていたわけであります。日本生命の、まさ に萌芽期のリスク管理体制の構築に、いささかは貢献できたものと自負 しています。

また、ちょうど財務企画室にいた時には、証券取引法にインサイダー取引規制が導入されました。このときもいろいろと慌てたわけですけれども、それまではインサイダー規制がなかったので、結構やりたい放題であったわけです。日本を代表する機関投資家、とくに株式機関投資家としては当時日本最大であったわけですけれども、インサイダー取引規制に対応して、法律 $+\alpha$ 、もう少し倫理的な面をふくらませた社内規程

を作ったわけです。当時の「金融財政事情」に上司の出口さんの名前でインサイダー取引規制の解説が出ていますが、あれは本当は私が書いたものです。

それから、リスク管理の高度化という面からは、当時、生命保険会社 に対しても大蔵省から、「金融先物やオプション、スワップといったデ リバティブ取引の利用をしてもいいよ | 「リスクヘッジ手段に限定して、 してもいいよ。ただ、スペキュレーションはしてはいかんよ」という、 こういうお達しがあって、解禁されました。それで使い方の詳細基準み たいなものを私が作りまして、大蔵省に説明に行きました。保険1課が 生保で、保険2課が損保なんですが、当時の保険1課の課長は阪田雅裕 さんでした。この方は後に内閣法制局長官になる方ですが、こういう折 衝をする時は自分の業界や会社に有利な条項を少しだけ混ぜて交渉に臨 むのですが、デリバティブの運用基準というのは結構、専門的でです ね。ほかの大蔵省のキャリアの方は見抜かないんですけれど、阪田課長 は一読して「ここはちょっと業界有利だな」と、すぐ見抜くわけです ね。「すごい能力だな」というふうに思いましたね。それで、見抜いた んだけれども、「全体としてはよくできているな」と言って認めてくれ たんですね。いろんな官僚の方と折衝しましたけど、この阪田さんの法 令読解能力は、ずば抜けているような気がいたしました。オプションと いうことを理解していくためには当然、オプション評価モデルというこ とですね、ブラック・ショールズ・モデル、これは古典的なもので、今 はもっと進化していますが、それも勉強いたしました。もともと理系、 数学は好きだったので別に苦にならなかったですね。むしろ、いろいろ 証券会社と共同で新たなモデル開発もしていたんですが、リスクフリー の時間差裁定などを編み出す研究をしてワクワクしていました。非常に 面白かったです。

次は秘書部へ転勤しました。この辞令には「私に本当に務まるのかな」と、かなり驚いたわけであります。非常に女性の多い職場なわけで

すし、それと少し嫌だったのは秘書部に行くと朝すごく早く起きないと いけない。ちょっと嫌でした。なんでこんな人事異動があったのかとい うと、おそらく人事部としては役員を取り巻く法的環境が厳しさを増す なかで「役員関係法務の強化をやれ」ということだったと思います。一 般秘書業務はきっと向いていないと思われていたと思うんですが、「役 員関係法務の強化をやれ」という、こういう趣旨だったように思いま す。最年少で東京秘書課長や秘書課長を経験したんですが、まさにこの 時というのは平成5年に代表訴訟制度が改悪されて、竹内昭夫先生が中 心となり、株主代表訴訟に関する原告の訴訟費用が訴訟額比例ではなく て定額化されたわけです。何兆円という巨額の責任追及でも一律8000円 (現在は、1万3000円)で訴訟追行ができるという、経済界のいわゆる 「竹内に騙された事件」です。竹内先生は経団連を説得に行ったんです ね。「定額化されても増えないよ」というふうに説得にいかれたわけで す。だけど増えました。定額化されていっぺんに増えて、代表訴訟が出 てきた。日本生命は保険相互会社ですから、株主代表訴訟ではなく契約 者代表訴訟ということになります。日本生命には1000万人を超える契約 者、社員がいるんですけれども、この保険に入っている人たちはみんな 代表訴訟を8000円でできるということで、いろんな契約者の方がおられ ますから代表訴訟をする人もいる。たったの8000円ぽっきりで単独で巨 額の訴訟を提起できるわけですから、大変な危機感に襲われたわけであ ります。

仕事としては、秘書課長というのは役員の報酬関係の立案をしている、そういう仕事もしているところなんですが、私はD&O保険の損害保険会社との初めての締結交渉にあたりました。皆さんご存じのように令和元年の会社法改正で、会社法にD&O保険に関する規定が置かれましたが、当時はそんな規定は何もない。ましてやD&O保険というように英文約款しかなかったんですね。Directors & Officers ですね。英語の約款しかなくて、手探りでした。何とか交渉してD&O保険を何の法

令もないなかで締結しました。

案の定,日本生命は契約者が1000万人もいますから,契約者による代表訴訟が起こりました。当時の代表取締役を被告として,政治献金に関する社員代表訴訟が提起されたわけです。地裁,高裁,最高裁で被告役員の完璧勝利の結果となりました。

代表取締役と話をしていましてですね. 私は.「まあ. 八幡製鉄政治 献金事件最高裁大法廷判決があるし、日本生命はコンプライアンス体制 もきちんと構築して運用しているし、収益も出ているから、絶対に負け ない」と主張したんですが、代表取締役からは「おまえは被告じゃない からそんな呑気なことを言っているけれど、たとえ勝つと言っても、訴 えられると『もしかしたら負けるんじゃないか』ということもある」 と。いろんな訴訟対策を弁護士といっしょにするわけですが、被告にな るということは「実に嫌なものだ」と言われました。「なるほどな」と 思いました。いくら「負けない」と思っても訴訟対策にエネルギーをと られるわけで、経営者の本来の仕事である経営意思決定に気分的に専念 できなくなるわけですね。日本の会社法は国際的に見ても私は優れてい ると思うんですけれども、代表訴訟制度だけは比較法的にも恥ずべき制 度だと思います。「日本の代表訴訟は世界的にいちばん優れている」と 言っている人もいるようですが、私は恥ずべき制度であって、濫訴対策 や早期終了制度を整備充実しないと、わが国の経済競争力を阻害すると 考えているわけであります。なお後に、平成26年会社法改正で多重代表 訴訟制度が導入されてしまったわけですが、今度は経済界の皆さんが 「今度は騙されないぞ」と頑張ってくれて、ほぼ完全に制度を骨抜きに することに成功したわけであります。

秘書部では、もちろん役員の秘書という通常業務もありますが、商業 登記や代表取締役印の管理などもやっていまして、結構、法務の仕事が あるわけです。

秘書部の次には、企画広報部の企画総務課長に異動しました。この部

署では社員総代会や評議員会といった相互会社固有の機関の運営をしたり、あるいは情報開示、ディスクロージャー業務を統括したり、決算手続を統括するという職務を担当しておりました。「保険会社の情報開示は遅れている」という批判もありましたので、かなり先進的な充実した経営情報の開示に取り組めたものと思っております。

その後は調査部に異動しました。保険会社の調査部というと、保険金支払の調査をしたり、経済調査をしたりしているというふうに誤解する人が多くて、たとえば、銀座のクラブに行ってもみんなから「あ、保険の調査ですか?」と言われたりするのですが、これは生命保険会社では歴史的経緯がありまして、調査部が大蔵省や金融庁との折衝窓口を担当しています。また、生命保険協会に関する業界団体の業務や、財界活動のサポートといった仕事をしています。調査部で私は一貫して、いわゆる「法制ヘッド」という言葉があるんですが、法律制度に関する統括の仕事を担当していました。これは保険業法を中心に様々な法改正、たとえば消費者契約法も入るんですが、そうした法改正への対応や金融審議会への対応を行っているものであります。私自身も金融審議会の専門委員などの政府委員を歴任したんですが、この点については後でまとめてお話ししたいと思います。

ちょうど調査部に異動した時の生保業界はまさに悲惨な状況にありまして、危機的でした。超低金利下での資産運用難などの影響で、体力のない生命保険会社がばたばたと経営破綻して倒産していったわけです。もちろん日本生命自身の経営健全性に揺るぎはないのですが、どうしてもこの業界をとりまとめるという立場があってですね、金融庁と折衝するという立場にあって、個別の会社の破綻処理と、法制度改正による問題会社の経営健全化の両方を同時処理していかないといけないという、非常に深刻な状況でありました。これは機密に関する事項が多いので、お話できることは今でも限られているのですが、具体的な法改正としては、金融機関の更生手続の特例等に関する法律、いわゆる金融機関更生

特例法を改正してですね、相互会社や生命保険会社に適用できるように したり、会社更生手続で再建型の倒産処理をできるようにしたりしたと いうことです。

また、たとえば、大きな会社としては第一生命が相互会社から株式会社になりましたが、相互会社の株式会社への組織変更規定は従来からあったんですが、現実には実行できない規定になっていたので、本当にそれをできるようなワーカブルなものに改正する作業をしていたわけです。ほんとうにつらかったんですけれども、ある意味鍛えられたというか、法技術の極限に挑戦するようなやりがいのある毎日でありました。金融庁のある幹部から「君の法技術はその程度のものか」というふうに挑発されて、「もっとがんばれ」と言われたんですね。「何だかへんだな。法改正はそっちの仕事でしょ」という気もしたんですけれども、まあプライドをくすぐられて「がんばろう」ということで一生懸命、法技術ということを勉強しました。

たとえば、巨大な保険相互会社の株式会社への組織変更手続の問題があります。保険相互会社の社員は保険契約者ですね。これが株式会社になると社員は株主になるわけです。これをどうスムーズに組織変更するか、これは結構難しい。組織変更手続を実効性のあるものとするため、実際に株式会社化ができるようにするためにいろいろと考えました。いちばん現実的にできるのは、当時「端株」という制度があったんですけれども、コロンブスの卵のような「端株一括売却方式」というものを考えたんです。今でも株式って、端数が出たら現金化されるんですけれども、ちょっとした小口の契約者が何百万人もいたら、理屈上はその人は株主になるんですよね。その端株を強制売却して、大きくして、新たな大口投資家にはめ込むという、そういう技術を考えた。これでほんとうに株式会社化ができるようになったんですね。現在では、大同生命、第一生命などが現実にこの規定で株式会社化をしているわけであります。こうして保険業法の改正を実現しました。

「日本生命は株式会社化しない」ということだったので、日本生命の 役員からは「お前はもう株式会社になった保険会社から給与を貰え」と 皮肉を言われましたが、とにかく一生懸命考えて法改正を実現していっ たわけであります。いちばんがんばって、最も想い出深いのは、何と いっても保険既契約の条件変更手続の導入ですが、これは金融審議会の ところで述べたいと思います。

まあ企画広報部や調査部にいますと、審議会対応をしたり、いろんな法的問題で意見書というものを商法など有力な研究者の方に作成依頼をしに行ったりします。島田先生の恩師の倉澤康一郎先生(慶應大学名誉教授)にも頼みに行ったことがありますけれども、こうした人脈が研究者になってからほんとうに役立つことになりました。実定法研究者の力量というのは、やっぱり意見書に端的に現れてくるように思います。私がいちばん感動したのは民法の山本敬三先生(京大法学部教授)の意見書と、落合誠一先生(東大名誉教授)の意見書です。山本先生の意見書はほんとうに理路整然として一分の隙もない論理展開を見せるものですし、落合先生は裁判官への説得力に富んだ非常に優れた意見書を書かれる。私が読んだ意見書の中では、この二人の意見書がすごく能力が高いというふうに思いました。

その後のキャリアとしては、京都大学客員教授への派遣を経て、企画総務部の法務担当専門部長としてコーポレート・ガバナンスを担当し、日本生命でのキャリアを終えることとなります。日本生命時代、最後の企画総務部時代には経団連の経済法規委員会企画部会委員として、商法典から独立して単行法化することとなった会社法についての、経済界の要望取りまとめに参画しました。また、経済産業省の企業価値研究会の委員として、敵対的買収防衛策のあり方に関するソフト・ローの形成にも参画することができました。さらに、会社法と同じく商法典から独立し単行法化することとなった保険法の制定に向けて、生保業界、日本生命の法制審議会委員をサポートする仕事も行いました。こういう大立法

時代のハード・ロー、ソフト・ローの重要な改正に携われたことはほんとうに良かった。大学へ転身して教えることになったわけですが、すぐに役立つことになったと思っております。

<京大客員教授に就任>

- 島田 先生は今お話いただきましたように、金融審議会や企業価値研究会 といった政府の審議会委員として活躍されるとともに、京都大学の客員 教授も経験されたわけですが、このあたりについてお聞かせください。
- 村田 まず京大の客員教授の件からお話ししたいと思います。私が京都大 学大学院法学研究科の客員教授となったのは平成15年度のことです。森 本滋先生(京大名誉教授)から日本生命にお話をいただいて、「誰か客員 教授として企業法務を教えてくれないか」ということでした。当時、企 画広報部長をされていた筒井義信さん(現在、代表取締役会長、前代表取 締役社長)に大変にご尽力をいただいて。この方と私は秘書部でいっ しょにお仕事をしていたんです。私が秘書の課長をしていた時に筒井さ んは秘書役をされていたんですけれども、筒井さんのおかげで私の客員 教授就任が実現したわけであります。それはやはり母校で教鞭をとるわ けですから、正直とてもうれしかった。当時の京大はちょうどロース クールができる前夜でしたが、実務家との交流を促進するために法政実 務交流センターという組織を運営し、裁判官や弁護士をはじめ多くの実 務家が、外交官もおられましたが、客員教授となって主として企業や官 庁から派遣された社会人の修士コースの大学院生を教えていました。将 来のロースクールをも見越して、そうした有力な実務家と提携してい く、そういうご意向でした。京大というと理論面が強いという感じがあ るのですが、法学部は実務家も非常に重視しているところがあります。 昨日ちょうど京大の有信会誌を見ていたら、今年、京大のロースクール は東大を抜いて1位ですけれども、既修新規修了者の合格率が9割で、 びっくりしました。実務家による教育というのを京大は非常に重視して

いる。私は法政実務交流センターの総合法政分析講座の客員教授という 位置づけでしたが、当時の便覧を見てみると、同じ時期に本学の清水円 香教授のご尊父にあたる清水正憲先生も、著名な弁護士ですけれども、 弁護士の客員教授として企業法務の教鞭を執っておられました。

川又先生に「客員教授になります」とご報告すると、「森本君が呼ん だんだね。ところで何を教えるの? | とひと言おっしゃる。「企業法務 です」と答えると、「そうか。頑張りや」ということでした。大学時代 からあった懐かしい第12演習室で企業法務演習を行いましたが、多くの 大学院生に学んでいただきました。窓口の洲崎博史先生(京大法学部教 授)が観に来られて、たくさんの大学院生が来ているので驚いておられ ました。研究コースの方もおられたんですが、ほとんどは企業や官庁か ら選ばれて、その学費負担で来ている人でありまして、この人たちはき ちんと何かを得て帰らないといけないので、真剣に勉強されていたよう な気がいたします。僕も当時、日本生命にいましたから、組織に属する 者同士いろいろと気持ちが通じ合いますし、質問も非常に具体的で鋭 い。演習参加者とコンパをするなど楽しい経験でしたが、演習の素材と しては、当時は金融システムの転換期でもありましたので、その立法例 を取り上げて実務への影響等について報告いただき、議論をしていたわ けであります。受講生の反応は良く、総じて好評だったというふうに思 います。立命館大学に転じた後も、京都大学では非常勤講師として法学 部・経済学部の寄附講座である「アセット・マネジメントの実務と法し を10年くらい担当しました。機関投資家とM&Aや、機関投資家とコー ポレート・ガバナンスの講義を長く担当しました。あの、面白いんです けれどもね、京大は非常勤講師にも授業アンケートを取るんです。詳し いアンケートを取る。それで評価がいいと感謝状をくれるんです。3つ くらい持っていますけれど、きめ細かいことをしているなと思いまし た。アンケート結果が悪いと、くれないんですけれどもね、結構面白 11

<金融審議会での活躍>

島田 なるほど。客員教授の経験がロースクール赴任後にも生きているんですね。では次に金融審議会でのご活躍についてお聞かせください。

村田 金融審議会という組織は、内閣府の組織ということになります。辞 令もですね、金融担当大臣ではなく、内閣総理大臣の名前で出ます。た またまですが、小泉純一郎総理名と安倍晋三総理名の辞令をいただいて います。自分で言うのも何ですが、当時、最強の業界委員として論戦を 繰り広げさせていただきました。当時の銀行や証券からの委員の方は. 審議会席上では「慎重な検討をお願いします」という発言に止まり、お そらく別途、折衝しようということだったと思うんですけれども、具体 的な論戦を避ける傾向が強かったわけであります。まあ確かに審議会と いうと、かつては「まず結論ありき」でいわば儀式のような予定調和的 な審議会で、「結論を追認するだけ」という審議会が多かったと思いま すが、近年の金融審議会はそうではなく、まさに激論して結論が見えな い。真剣勝負の場になっていました。研究者の委員の方がたくさんおら れるわけで、そこで法律的な意見が出て、それが業界利益、経済界利益 に適合しないのであれば、その場であくまで理論として、法律論として 反論しないといけないわけです。反論しないで「後で別途、折衝しよ うしというようなことをしていると、その場で流れが決まってしまうの で、即座に打ち返さないといけない。業界メンバーとはいえ、あくまで 有識者の資格で入っているわけですから、きちんと審議会の場で法律の 議論をしないといけない。当初は金融不祥事の余波で、業界からのメン バーは全員ワーキングのオブザーバーの肩書で入っていました。

最初は、金融商品販売法の立法について審議したワーキングで、座長 は山田誠一神戸大教授(当時)でした。そこでは、私も積極的に法律論 を主張したわけです。消費者委員の主張を「法律論の名にも値しない感 情論だ」ということで、「あなたは民法を知っているんですか」と発言 していたら、その消費者委員の方がよほど悔しかったのか、「オブザーバーは委員とは違うんだから、お黙り」と言われたわけです。その席上で、事務局の大蔵省の高木祥吉参事官(後の金融庁長官)が、その消費者委員に対し「法律論をする時に委員もオブザーバーもないんだ。業界のオブザーバーもきちんとした法律論に立って発言していることは、ちゃんと汲み上げるんだ」とたしなめてくれました。ほんとうに見識ある大蔵官僚がおられたように思います。

金融商品販売法の立法内容は、当時、ワラントとか変額保険に関する 訴訟が頻発していてですね。ちょうど消費者契約法が初めて立法された 時だったんですが、生保の場合は、とにかく私のスタンスとしては、最 高裁判例どおりだったらいい、と。さすがに最高裁判例より業界に有利 にすることはできない。最高裁判例よりもっと消費者有利になるのを阻 止するというスタンスで論戦して、判例追認的立法になったわけです。 従来の変額保険訴訟の判例の線で抑えることができたので、保険業界か らは感謝されました。

続いて金融 ADR, 裁判外紛争処理制度について審議しました。これは、座長は岩原紳作東大教授(当時)でした。ワーキングでは、金融紛争に関しては、一般消費者にとって正規の訴訟手続は非常にハードルが高いということで、「官製 ADR で解決したらよい」という発想です。今はもう法律になっていますが、原案は、ADR で事業者に不利な裁定が出た場合に限定して、片面的に事業者が正規の裁判手続に移行できない、と。消費者に不利な裁定が出た時は消費者の側は裁判にいけるが、業者に不利な裁定が出た時は裁判手続に移行できないという、こういう原案が示されたわけであります。それで、私は席上で、「八幡製鉄政治献金事件最高裁大法廷判決の趣旨に徴し、基本的人権享有主体である法人の裁判を受ける権利(憲法32条)を不当に制約する違憲立法だ」と主張した。ちょっと恥ずかしかったんですが、岩原先生がびっくりされていましたね。まあ、金融審議会で憲法論を展開した業界メンバーはたぶ

ん私だけだと思うんですが、やっぱり言ってみるもので、金融庁の官僚は「これはまずいな」と思って、内閣法制局と調整して違憲立法ということで、原案撤回になったわけです。岩原先生はどう思っておられたかわかりませんが、原案を撤回に追い込みました。私は、武闘派として活躍したわけです。銀行の人も証券の人も何も言わないんですけれどもね。これで武闘派としての私の評価が確立したものと思います。

とうとう本丸というか、「保険の基本問題に関するワーキング」につ いて述べる順序となります。座長は山下友信東大教授(当時)でした。 このワーキングから私も正式の委員となりました。このワーキングでの 最大の検討テーマは、先ほど述べましたように、生命保険会社の経営危 機ということが続いていたんですね。すでに立法対応として金融機関更 生特例法という再生型の破綻処理を導入した。また、安全ネット、セー フティネットに公的資金を、銀行に次いで生保にも注入できるようにし た。こういうことをしてきたんですけれども、なかなか「それで足りる のかしということがあって、もう一歩「何か手を打たないといけないの ではないかしという論点でした。これは政治的な問題になって、業界各 社の利害とか政治サイドも巻き込んで、非常にどろどろとした利害対立 が生じました。それはともかくとして、純粋な法律論としても、もう非 常に困難なテーマでありまして、裁判所が関与するような法的な破綻処 理の前段階で、既契約について、例えば「予定利率を」ですね、これは 契約内容なんですけれど、「本人の同意なく既契約者に対して不利益変 更する」と。そうすると、「会社としての健全度は上がるから、保険料 が増加して破綻を未然に防止するのに役立つ」という制度ではあるんで すけれど、これは法律の大原則から逸脱していることは間違いない。間 違いないので、司法というものが後見して法的な破綻処理をしない限 り、「契約というのは守られなければならない。Pacta sunt servanda | とローマ法で言うんですけれども、ローマ法以来の大原則に挑戦するよ うなものです。だいいち座長の山下友信先生自身が「こういう制度は

あってはならないんだ | と、「座長が言っている | ということで大変で した。山下先生とすれば、政治サイドが動いているので、嫌々審議会を やっているという感じでしたね。私もかなり孤立無援だったんですけれ ども、金融審議会のワーキングメンバーでは、岩原先生、山下先生、藤 田友敬先生、学者メンバーの中には基本的に賛成者はいなかった。唯一 すでに名誉教授でしたが倉澤康一郎先生が「契約の集団的な更改」とし て理解を少し示していただいたくらいです。どんなに立法が難しいかと いうと、行政命令でこういうことをやるということは、これは違憲とい うことになります。戦前はこういう規定がありましたが、保険業法旧10 条3項と言うんですけれども、これは廃止されました。だから、結局、 対象会社の社員自治、契約者自治を基本として集団的手続でこういうこ とをやるんだと。まあ、そうなんだけれども、多数決をしても契約者を 不利益拘束することはやっぱり難しいわけですね。そうすると、行政、 金融庁がどう関与していくのかということですね。それと、会社更生法 の発動要件より前段階になるので、その発動要件、トリガーというもの を. 更生法の発動要件よりも少し前の要件をどう設定するのかという. 法律的に言うと極めて難問があったわけです。気の遠くなるような難問 が横たわっていました。審議は当然、難航いたしまして、一時はもう棚 上げされる。将来的検討課題となったんですね。しかし、政治サイドと すれば「危機感がない、ちゃんと立法せよ」と。私はこの膠着状況を打 開しようと思って、「保険学雑誌」に論文を書いて公表しました 2 。自 分で言うのも何ですが、精緻な立法論を展開しました。この論文は金融 庁では「バイブル」と言われていたそうです。簡単に言うと、ドイツ行 政法学に「確認」という行政行為があるんですが、あくまで契約者自治 が基本なんだけれど、「金融庁は要件を確認する」という、ドイツ行政 法学を参考にしてそういう手続論を展開したわけですね。それで立法の

^{2) 「}生命保険既契約の契約条件の変更について――立法の必要性とそのあり方を中心に ――」保険学雑誌579号 (2002年) 123頁。

ブレークスルーを図ったんですが、ほぼ論文内容どおりの立案を金融庁が行ったわけです。ある金融庁幹部は、「モザイクのようなアクロバティックな立法」と評していましたが、ともかく法制局審査や国会審議を乗り切って法律が成立しました。国会審議では私も、参議院の委員会で(衆議院には山下友信先生が嫌々行かれましたけれども)、政府与党推薦の公述人を務めました。結構、野党から質問をされてですね。緊張とは無縁の私なんですけれども、自民党の先生方はヨイショヨイショをしてくれましたが、野党からは厳しい質問をされて困ったんですけれど、ちょっと緊張したわけであります。

あと、保険の基本問題に関するワーキングではこのほかにもいろいろ と議論したんですが、保険約款の認可制というものですね。証券とか銀 行の預金の場合は当然、認可制はないのですが、保険約款だけ認可制と いうものがある。消費者向けの保険契約では今でも維持されているわけ であります。それで、金融庁はどっちかというと面倒くさいからやめた いということもあったんですけれども、私は「認可制は維持すべきだ」 と主張しました。金融庁が驚いて、「業界というのは規制緩和を言うと ころで、認可は嫌だと思っているはずなのに、どうして認可制を維持す ることを主張したのか | と。これは、消費者委員も、「認可制は維持す べきだ」と主張していて、今度は消費者委員と共闘して、結局、認可制 は維持されました。私、これ初めて明かすんですけれども、私のこの主 張はとても奥が深くって、近い将来、保険契約法は改正されるだろう。 EU は、EU 統一指令で保険の約款認可制は全廃しています。そうする と、ドイツなどは保険契約法(VVG)ですごく規制強化されたわけです ね。だから「認可制を維持していたほうが、かえって保険契約法という 一般私法による規制強化を防げるのではないかしと、そうした動きを牽 制するための深慮遠謀に基づく主張です。振り返ってみると、これはよ かったと思います。

最後に、信託に関するワーキング。これは神田秀樹東大教授(当時)

が座長ですけれども、このワーキングに委員として参加し、信託業法の全面改正作業に関与しました。信託業界は、私が委員として出席するのをすごく嫌がっていました。これは生保業界代表として出席しているのですが、生保と信託とはえも言えぬ関係がありまして、企業年金市場では信託業界と生保は対立、競合しています。だから正直に言うと、生命保険会社としては、信託業法があまりに緩められると競争力に負けるということで、お目付役として行ったわけです。私法的にいうと、生命保険契約法は、保険者、保険契約者、被保険者、保険金受取人という四者関係がある。信託法は、委託者、受託者、受益者という三者関係が生じているんですね。非常に面白い。保険と信託の法的な建てつけが、なぜこう違っているのかというあたりを、当時、研究してですね。保険と信託の法的関係についてワーキングで報告いたしました。この点は神田先生も褒めてくれました。純学問的に報告したわけです3)。

<企業価値研究会の委員に>

- 島田 金融審議会での活躍ぶりが目に浮かぶようでした。それでは続いて、敵対的企業買収防衛策のあり方について審議した経済産業省の企業価値研究会でのご活躍についてご紹介ください。
- 村田 企業価値研究会ですね。座長は神田秀樹東大教授(当時)です。平成16年に経済産業省の産業組織課が事務局となって設置されたものです。審議会形式にすると規定に縛られるため、あえて柔軟な運営を図るために研究会形式とされたわけであります。審議会になるといろいろと形というものがあるんですが、審議会ではないので、当時の三大ローファームから各々、藤縄憲一先生、石綿学先生、武井一浩先生という超一流の弁護士が参加していたわけであります。今日でこそ「企業価値」という言葉は普通にキーワードとしてM&A実務や裁判でも使用されて

^{3) 「}生命保険事業と信託機能――法制の視座から――」生命保険経営72巻4号 (2004年) 17頁以下。

いますけれども、この研究会で神田先生が工夫してネーミングされたの が発端であります。まあ「敵対的買収防衛策研究会」と露骨に名づける のもどうかなということがあって、「良い買収か悪い買収かということ を弁別する基準は企業価値を増大させるか否かにある」という価値観を 明らかにしようという。思いのこもったネーミングであるわけです。私 は経団連から推薦を受けてメインストリーム機関投資家の代表として委 員となりました。この研究会が設置された時期には、商法から独立して 単行法となる会社法の全貌が明らかになり、また日本でも大型の敵対的 買収が起きるのではないかという経済界の漠然とした不安が漂っており ました。そうした不安感はまさに的中したわけで、この研究会での議論 が進行中の平成17年2月にライブドア vs ニッポン放送の法廷闘争が発 生したわけであります。会社法の国会での審議でもですね、本来の会社 法の審議というよりも、この敵対的買収防衛策のあり方に国会議員の方 の関心が非常に集まりました。私にも法務省から電話がかかってきて 「敵対的買収防衛策について委員会で参考人をしてくれないか」という ことでしたが、今回は会社(日本生命)と相談してお断りをしたわけで あります。あまりに生々しいということですね。

で、企業価値研究会には、オブザーバーという資格ではあるのですが、法務省の会社法の立案担当者である葉玉匡美さん(現在は弁護士)が毎回参加されていました。この方はかなり個性の強い方で、オブザーバーなんですけれど積極的に発言されていまして、私といっしょに議論を主導していました。葉玉さんとはわりと気が合って、法的見解が妙に一致しました。後に私と葉玉さんが提唱していた「財源規制違反の配当の有効説」ですが、二人で研究者を論難していたものです。ある研究者が、「デラウェア州の判例がどうのこうの」と言うと、葉玉さんは「あんた、ここは日本だよ」と一喝されたわけです。神田先生も苦笑いしていました。

この研究会では、平時導入型の買収防衛策に関する指針を取りまとめ

ましたが、いわゆる主要目的ルールと株主平等原則の関係などについて、議論を積極的にリードすることができたと思っております。私もこの研究会で、「株主平等原則とは何か」という問題について非常に知的好奇心を刺激されました。大学に転じてからこのことを主要な研究テーマとしていくのは、この研究会で問題意識を触発されたからにほかなりません。敵対的買収防衛策の核心は、買収者である株主を何らかの形で差別的に扱うということに帰結しますので、どうしても株主平等原則との抵触回避ということが俎上にのぼらざるをえないわけであります。金融審議会でも企業価値研究会でも、私は立案担当者の方とはわりと意見が一致するわけです。その反面、純粋な研究者のおっしゃっていることは、ちょっと理解できないことが多かったわけであります。民集登載の最高裁判例について調査官解説はすっと頭に入るのに、純粋研究者は最高裁判例を批判されることが多いのですが、そういった批判的評釈については理解が難しいことが多いわけです。どうしてなのかなと思うわけです。

あと、この研究会で面白かったのは、経済学者と法律家の発想の違いです。研究会にはロー&エコノミクスに造詣が深く、神田先生といっしょに『会社法の経済学』(東京大学出版会、1998年)を書いておられる柳川範之東大准教授(当時)も委員に入っておられました。この方も積極的に発言されるんですが、経済学者は企業価値――良い買収は企業価値を高め、悪い買収は企業価値を低める――その企業価値とは何かということを数式的に表そうとされるんですね。企業価値を定式化しようという傾向が強い。僕は「そんなことは無理だ」と思っているわけなんですけれども、法律家としてはむしろ、「企業価値が向上する買収なのか下がる買収なのか、それを判断する人が誰なのか」という問題に重点を置く。それが法律論。だから「株主が多数決で判断するのか、取締役会が判断するのか、独立第三者委員会が判断するのか、最終的には司法が判断するのか、こういう判断者というものをどう設定するのかというこ

とが大事なんだ」というのが、一般的な法律家の考え方のように思います。平成19年のブルドックソース事件最高裁決定のように、「株主総会で判断するのか、取締役会が判断するのか、両者で基準が違うんだ」と。ああいうところに端的に表れているように思います。

<商事法の大立法時代への関与>

- 中村 なるほど。先生はよく「今は商事法の大立法時代である」とおっしゃられますが、平成17年の会社法の単行法化や、平成20年の保険法の単行法化との関わりについて教えてください。
- 村田 まず会社法のほうからお話ししたいと思います。法制審議会の会社 法制部会には、部会長は江頭憲治郎東大教授(当時)でありますけれど も、必ず経団連の代表が委員として出席します。商法典から会社法が独 立するという平成17年大改正、このときの経団連の委員は剛腕として知 られる西川元啓さん(当時,新日鉄常務。弁護士)でした。経団連として は、審議会の席上とかオフサイトで法務省、立案当局と折衝するわけで すが、ともかく大改正だけに委員を理論的に強力にサポートする必要が あります。経済界の要望を実現していくための戦略――要望しているだ けでなく、やはり法律論としてきっちりやっていかないといけないの で、それを法制的に精緻に議論していく必要があるわけですね。単にや らせてと言っているだけでは、それは通らない。その戦略を練る場が経 済法規委員会です。経済法規委員会自身は有力企業の社長クラスがメン バーの場なので、ここであまり実質的な議論をするわけではありませ ん。その傘下にある実働部隊、いわば参謀本部が企画部会となります。 私はこの企画部会のメンバーになりました。ここで実質的な議論をして いるわけなんですね。

平成17年会社法では、当時小泉政権下でありまして、とにかく規制緩和ということを基調として、経済界の要望は相当程度、実現したわけであります。たとえば重点要望項目としては、「組織再編対価の柔軟化」

とか、「簡易組織再編の要件緩和」でこれは5%から20%にするとか、 「略式組織再編の導入」とか、これら全部が認められていった。ほとん どが認められて、経団連としては大勝利でした。認められていないの は、「代表訴訟」問題です。一方で、純粋研究者のメンバーの方からは かなり強い不満が出たわけで、「理論がない」「認め過ぎだ」「規制緩和 しすぎだ」という不満が噴出したわけです。もちろん経済界としても、 研究者の方々、審議会メンバーにはレクに行くわけです。「何とか要望 を理解してほしい」ということをやっているんです。しかし、なかなか 要望が理解されない。研究者が要望に理解を示してくれることが理想で すが、理解が得られない時はやむを得ず自衛手段として、審議会をス ルーして立法していくことも仕方がない面がありました。その最たるも のは平成13年の自己株式取得の議員立法ですが、そこまではしないで も、どうしても説得できない時はちょっと審議会をスルーして立法する ということも仕方がないという面があるわけです。江頭先生なんかは、 「私が審議会で議論していないことが、なんで立法化されるんだ」とお 怒りになるわけですけれども、まあそういうことがあったことは事実で す。法務省の担当者の方も「経団連の意見に、神田先生以外の研究者は どうしてあんなに理解を示さないのかなしと不思議そうにおっしゃって いたんですが、なかなか理解してもらえない。

一方で、実現していないのは代表訴訟関係です。これはですね、審議会以外のところで阻止されたということです。法務省以外から阻止された。実は株主代表訴訟の濫訴防止策については、いちばん強い主張としては訴訟委員会があるのですが、これについては経済界と法務省の担当者の間で相当に議論が煮詰まっていました。真剣に議論がなされて、かなり詰まっていました。ところがですね、裁判所とか政治サイドが通らない。日本のまじめな裁判官というのは、本案審理に入る前に濫訴として門前払いする、却下することにかなり抵抗感があります。やはりちゃんと審理しないといかんということですね。こういう考えを持っておら

れます。それから、経営者経験のない政治家は「ちゃんと法律を守って、遵法経営していたら、代表訴訟なんか恐れなくてもいいんじゃないか」と、のんきなことをおっしゃる。濫訴の実態がピンときていないんですね。それともうひとつ、政治家とすれば代表訴訟の濫訴対策は票にならないということで、なかなかこれは実現しなかったわけであります。代表訴訟関係以外の他の要望は、基本的に実現したように思います。中村 わかりました。ありがとうございます。では、続いて保険法の立案過程への関わりについてお聞かせください。

村田 保険法については、これは会社法に次いで商法典から独立するんですけれども、検討が開始された時はまだ日本生命におりました。ただ「中間試案」が出て、パブリックコメント以降、法律成立時には立命館大学のロースクールに移っておりました。ちょうど日本生命から立命館大学に移る時に保険法の立法過程が進んだわけであります。何せ明治時代以来の100年ぶりの保険法の抜本改正ということになるので、それはそれで大変なことであったわけです。

法制審議会の保険法部会,部会長は山下友信東大教授(当時)であったわけですけれども、生保では日本生命と第一生命から委員が出ていて、日本生命からの委員は小林研一さん(後に日本生命副社長、生命保険協会副会長)でした。小林さんは、実は私の企画部企画課の新入職員時代にいろいろ仕事を指導していただいた先輩で、京大の先輩でもあり、職場の先輩でもありました。私が「立命館大学に行きます」と報告した時に、小林さんは「(保険法の全面改正という)この大事な時に勝手に大学に行くんだから、最後のご奉公としてきっちり保険法改正対応に汗を流せ」とおっしゃった。ごもっともな話であります。私自身は、これまでの履歴でご説明したように、いわゆる保険契約法の実務、保険契約締結とか保険金支払の実務を直接担当したことはありません。もちろん保険業法のベースにも保険契約法があるので、当然ですけれども保険法の勉強はしていました。ただ実務の実態というものは知らないんですね。

細かい実務は知らないわけです。実務を踏まえた理論構成は、この退職記念論文集にも執筆してくれていますけれども、遠山優治君(現在、日本生命調査部上席専門部長)をはじめ皆さんがしっかりと詰めてくれるので、私のほうは長年、審議会対応をしてきた独特の折衝技術みたいなものがあるので、そちらに期待されたということだと思います。ともかく、法制審議会保険法部会での審議を経て立法された新しい保険法については、損害保険業界は相当に要望が通らなかったんですが、生命保険業界としてはほぼ基本的にその主張が認められたものと思います。ご興味ある方は、法律時報に私が立法経緯を書いていますので4)、ご覧いただければと思います。

消費者保護の観点から、多くの片面的強行規定が導入されたわけです。「消費者有利には変更できるが、消費者不利には変更できない」という片面的強行規定というものが多く導入されました。ここが踏ん張りどころでですね。これも導入自体に反対することはできません。生命保険業界としては従来から、法律を先取りする形で約款で消費者保護規定をたくさん置いていたんですね。だから、約款で規定しているラインまでは強行規定化されても別に実務変更はされない。大手生保の約款の水準まで強行規定を置くという線でがんばった。損保は、消費者保護規定というのがあまり約款にはなかったので、実務変更が迫られていったということだと思います。

ただし残念だったのは、高齢化社会を見据えて、法務省と生保業界は、定額人保険の現物給付、たとえば「老後に介護施設に入る」とかそういう給付、これを主張した。実はこれは法務省が主張したわけですね。当然、日本生命も主張しました。しかし、これは認められなかった。正確にいうと「典型契約ではない」という整理になったんですね。 定額人保険の現物給付については非典型契約となり、まあ残念な結果に

^{4) 「}保険法の立法過程と三つの壁――民事基本法の壁・法技術の壁・実務の壁――」法律 時報94巻8号 (2022年) 42頁。

なったということです。ちなみにこれは、部会長の山下友信先生が審議会で大演説し、「認めない」ということを言ったからです。この件については、法務省は山下先生に対し相当、怒っていましたね。「法務省の顔に泥を塗った」と。

でもただまあ、このすぐ後にロースクールに移るんですけれども、この機会にきちんと保険法を勉強できたことは授業をするうえでもよかったと思います。損保のこととか知りませんでしたから、損保の勉強ができて非常によかったと思います。法務省の立案担当者もおっしゃっていましたが、研究者の中には、最近は会社法を主にやって保険法もやるという人、そういう人が増えてきたんですが、かつては保険一筋にやってきた人が結構いて、こういう人たちは新保険法の規律内容がなかなか頭に入らないんですね。「なんでだろうな」と法務省の方もおっしゃっていましたが、昔の知識が貼りついているわけですね。私は幸い、新しい保険法から本格的な研究を始めたので、旧商法下の細かい学説をあまり知らない。だから、新保険法の規律内容が逆にすっと理解できたわけです。これは会社法の話ですけれども森本滋先生が、新会社法が成立した際に「自分は改正前の商法を忘れるように努力しているんだ」とおっしゃっていましたが、やっぱり一流の研究者というのは「頭を切り換えていかんとアカンな」というふうに思いますね。

<立命館大学ロースクールへ>

- 中村 ありがとうございます。いよいよこのオーラルヒストリーも,立命 館大学に赴任されてからのことをお伺いしていきたいと思います。まず 立命館大学のロースクールへの移籍の経緯,本学法科大学院以降のこと をお聞かせください。
- 村田 立命館大学のロースクールへの移籍の経緯ですが、これは突然、会 社に竹濵修先生から電話がかかってきてですね、「来てくれないか。ダ メだったら後をすぐ探す必要があるから、ひと月以内くらいで返事をく

ださい ということでありました。まあ、最初はそんなにびっくりしな かったんですね。京大の客員教授をしていましたので、それと同様に立 命館大学も「ロースクールで困っているんで、客員教授で来てくれない か? | ということだろうなと思ったんですが、ちゃんと話を伺っている と違うんですね。「日本生命を辞めてちょうだい」と。日本生命を辞め て、専任の商法の教授で来てほしいとのことで、驚いたわけです。実は 私は商法が大好きで、以前から「商法の研究者になりたい」という興味 はありました。また、「実務経験を活かして、法律家を目指す院生を鍛 えたい という思いもありました。ロースクールの場合、実務と理論の 架橋と言いますけれども、ロースクールではとくに商法の場合、純粋研 究者の先生方が実務家と交流して、実務感覚を学ぶということにも意味 があるように思いました。ちょうどこの頃、声を掛けていただいた時、 私は48歳5カ月だったと思いますが、「50歳を目前にして転身を図ると いうのは、なかなかいいタイミングだな」というふうにも思いました。 「これも何かの縁だな」ということですね。これ、「企業法務」だったら 受けていなかったと思いますが、「商法」ということでやっぱり嬉し かったですね。「真の商法の教員になれるんだ」ということで嬉しかっ たわけです。

もともと京都で大学生活を送っていたんですが、会社生活では最初の数年以外は基本的に東京勤務が20年以上と長かったわけです。関西に老後は帰りたいなという気持ちもありました。もっと美しく言うと、学生時代は学問の都・京都にいて、実務は経済金融政治の中心である東京で務める。やっぱり実務は東京でないとできない面があるわけですね。当然、証券市場とか金融庁は東京にあるわけですから。再び50歳になって学問の都・京都に帰ってきて、研究教育生活を送るというのは何となく人生の美学というか、「いいな、理想的だな」と思ったわけです。幸い、会社に相談しますと、早期定年退職扱いにして退職金、年金も優遇されるということでした。また、現在は違いますが、当時は日本生命の定年

は60歳でした。一方,立命館の教員は65歳ということでこれも魅力だな と思いました。

ほんとうに偶然ですが、よいタイミングで声を掛けていただいたと感謝しております。このときも川又先生にご報告しますと、「竹濵君が呼んだんだね。ところで何を教えるの?」とおっしゃる。「ロースクールで商法を教えます」と言うと、「えっ、企業法務でなくて商法を教えるの?」と、そのときは少し驚かれた感じでした。

中村 ありがとうございます。では具体的に赴任時の本学の印象はいかが でしたか?

村田 平成19年の4月に赴任したのですが、前年の平成18年秋に健康診断 のため衣笠キャンパスの保健センターに行きました。その時、初めて挨 拶のためロースクールを訪ねることになるのですが、当時ロースクール は金閣寺の裏あたりにある西園寺記念館というところにありました。

中村 当時は、そうですね。

村田 それで、探すのがなかなか大変で、遠いなぁと。

中村いや、そうですね。遠いですね。

村田 遠い,遠い。え,こんなとこ?とびっくりしました。衣笠キャンパスからもだいぶん距離がありました。創立時のロースクールはずいぶんと不便な場所にあったんですね。訪ねていくと,市川正人先生が研究科長で,和田真一先生が副研究科長でした。その時は「えらい遠いところだなあ,不便だなあ」と思いましたが,それがうまくできていましてですね。翌年4月に朱雀キャンパスが竣工してロースクールが移る。朱雀キャンパスが新築されてロースクールが移った時に赴任したので,西園寺記念館には挨拶に行っただけで,そこで働くことはなかったんですね。よかったと思いました。ロースクールはやっぱり立地が大事なような気がいたします。キャンパスが朱雀にできて,地下鉄とJRの駅との接続がよくなってよかったと思っていました。個人的にも枚方公園の自宅から三条京阪で乗り換えて地下鉄ですっと来れるようになってよかっ

たわけです。

誤解している人がいますが、私はロースクールの創立メンバーではありません。ですから、立ち上げの時の苦労は経験していないんです。開設から3年たってから着任したわけです。立ち上げの時からいた人はいろんな意味で大変だったと思います。

<ロースクールでの商法教育>

村田 それで、赴任前から商法のスタッフといろいろと検討を重ねまして、「ちょっとこのやり方ではだめだな」というふうに思って、「商法演習」に今も使っている市販本のケースブックを使うようになりました。 やはり自分で作る教材はなかなかうまくいかないので、まとまった市販本を使ったほうがよいように思って、私の赴任時から今のやり方に改めています。

当時は定員も多くて、入試の採点でも500~600人が受験して2日丸々やっていたような時代でした。定員は150名でした。とくに初期の頃は旧司法試験を受けて何度もチャレンジしているような、ある意味受験のことについては教員より詳しいという人がいっぱいいました。非常に熱気もあったんですね、何としても司法試験に受かりたいという、すごい熱気がありました。熱気と同時に、研究者ってなかなか自分の研究分野のことをやっているので、受験対策という意味では初期の頃は指導も充分ではなかったように思われて、受験生の不満というものを非常に肌で感じました。今と違って突き上げというか、立命館のロースクールの司法試験対策への不満が充満していた時代でありました。爆発寸前という、ちょっと危ない感じの雰囲気があったわけです。これは後で聞いた話ですが、すでに一部の科目では爆発していたということです。

早速, 商法の授業のやり方を変えて教えたんですが, 打てば響くような感じで, きちっと司法試験を意識した演習や授業をやっていきますと満足度は高まって, 普通に司法試験対策つまり傾向と対策を講じてやれ

ば満足度が高いということが実感されました。「商法演習」を担当した 最初のクラスには、今タレントとしても活躍されている三輪記子弁護士 や、インハウスローヤーとして重きをなしておられる上島祥子弁護士が おられましたが、総じて非常に優秀な院生がおられて、質問は鋭いし、 演習をやっていても楽しかったですね。

一年目から教務委員をやっていたんですけれども、当時は、「正課の 授業で司法試験対策の話をしているんだ」と言うと、「そんなことして いいの?」という顔をされたり、「認証評価で指摘されるぞ」と言う同僚もいたりしたような時代です。さすがに今はそこまで言わないと思いますけれども……。あの、初年度から教務委員になりましたが、教育方法が受験生のニーズと明らかに乖離している科目というのがあるように感じました。私自身は初年度から授業評価もすごく高くて、実務出身ということもあってロースクールでの教育にすっと入っていくことができました。

要は、ロースクールは実務法曹を育て鍛えていく場だということです。「実務法曹は何か」と言うと、人によって全然イメージは違うとは思いますが、私のように企業法をやっている人間は、院生に「プロの法律家とは何か」という話をよく自主ゼミとかでするわけです。プロフェッショナルの重みというものを理解する必要があって、プロの法律家というのは、とにかくクライアントに高度な法的サービスを提供する。やっぱりサービスだけでなく、結果も出さないといけないんですから、クライアントが高い満足感を得られるようにしないといけない。クライアントに高い満足感を与えるということは、結果を出しているということですから――訴訟に勝つ、訴訟を未然防止する、M&A戦略をサポートする――その対価として相当額の報酬をいただく、これがプロなんだろうと。また、演習でよく言うのは、トラブルが発生して法律相談が生じたら、プロの法律家としてどういう解決法を提示できるのか考えぬかないといけない。「ソリューションを考えぬけ」ということです。

米国のロースクールでは、よく Think Like a Lawyer と言いますが同じことです。法律家としてどう考えるのか、ということを通じて経営にアドバイスする、と教えているんです。高い報酬を払うクライアントは、それに見合うだけのプロの法律家としての目の覚めるような解決策を求めている。だから、それをプロの法律家は提示していかないといけないと、こう思っているわけです。

<商法研究の歩み>

- 中村 早速,ロースクールでの教育のあり方についてまでお話をいただきましたが、この点については後でもう一度伺うことにしまして、ここでは大学へ転じた後の先生の研究対象についてお聞かせください。
- 村田 先ほど申し上げましたように、研究者となった時期はまさに商事法 の大立法、大改革の時代のただ中でありました。もちろん、ここで言う 大立法には、敵対的企業買収防衛策や、これはだいぶん後になります が、スチュワードシップ・コードといったソフト・ローも含むわけであります。で、商法の研究の中で、残念ながら有価証券法の論文は書いていないんですが、会社法と保険法の研究を進めてきたわけですので、まずは会社法からお話ししたいと思います。

ロースクールに着任した平成19年は、まさしく新しい会社法が組織再編対価の柔軟化を含めて完全施行された年にあたります。また私の専門の関係で言うと、ブルドックソース事件が生じた年でもありました。そこで、会社法で規定された新しい規律内容の解釈ということが、当然、最重要課題となってくるわけであります。まず、株主平等原則については、従来から学説や判例では認められていて存在していたのですが、明文として109条に一般条項として規定されたのはこの会社法が初めてということになります。当然、文言の制約を受ける。たとえば、「数に応じて」「内容に応じて」とか。この「数に応じて」というのは、配当など会社法の他の箇所でも使われる文言であります。私の解釈の手法・原

理というのは、①同じ法典で使用されている同じ文言は基本的に同じ意味に解する、②個別規定は一般規定に優先する、というものです。こうした解釈原理を置いて解釈していくと、これ実は法制執務で、今は立案担当者も意識していることなのですが、相当安定的な解釈が導かれます。研究者の中には「文言がなんだ」という人もいますが、やっぱり文言の重視が会社法の解釈では大事なわけですね。たとえば、株主平等原則の解釈の関係では、種類株式ごとに単元数を変えて実質的に複数議決権株を導入することの是非がよく議論されます。これは、「合法」という解釈が導きだされるわけであります。株主平等原則のほかにも、合併対価の著しい不公正と株主の救済策や、株主への利益供与禁止規定の解釈、新株予約権の有利発行の解釈、あるいは、とくにこれは力を入れたんですが、財源規制に違反する配当等に関する規律の解釈、いわゆる有効説、無効説の対立の中で「有効説」の妥当性をていねいに論じたわけであります。

昨年,おかげさまで私の論文集である『株主平等原則と株主権の動態』(法律文化社,2021年)を発刊することができたんですが,私が尊敬する大阪公立大学の高橋英治教授が「立命館法学」に書評を執筆してくださいました⁵⁾。その中で私の業績について,「会社法の解釈論を前進させ,充実させた」との評価をいただいております。また同じく高橋先生からは別の場所で,私の会社法解釈につき「凄味がある」と。「ちょっと嫌いなんだけど,同意せざるをえない。緻密な解釈だ」という評価をいただいたこともあります。大変に光栄に感じるところであります。

次に、在任中には平成26年の会社法改正に直面するわけであります。 これは民主党政権下での法制審議会会社法部会の人選であったので、経済界は非常に苦労いたしました。もちろん経済界の主張が通っているものも結構あるんですね。たとえば監査等委員会設置会社の導入とかですね、結構あるんですが、やっぱり民主党政権下の審議会だったので、多

⁵⁾ 高橋英治「立命館大学法学叢書第23号 村田敏一『株主平等原則と株主権の動態』」立命 館法学401号(2022年)527頁。

重代表訴訟をはじめとして経済界にとって不本意な改正も含まれていたわけです。多重代表訴訟はそういうことで有名無実化していったわけですが、監査等委員会設置会社の構造、これは経済界の主張が通ったものです。主張の通らなかったものでは、支配株主の異動を伴う募集株式の発行等に関する規律があります。こういったテーマについて論文を公表していったわけであります⁶⁾。令和元年改正についての論文はまだ書いていませんけれども……。

その後は私法学会でのシンポジウム、京大メンバーによるシンポジウムに向けて、日本版スチュワードシップ・コードの研究をしました。会社法学の関心がこうしたソフト・ローにかなり移っていくわけですね。特に機関投資家での実務を私は経験していますので、スチュワードシップ・コードというものの光と影を問題にして、メリット、デメリットの考察に関心が移っていくことになるわけであります⁷⁾。今回、「立命館法学」用に業績一覧を作りましたが⁸⁾、①ガバナンス、②ファイナンス、③M&Aと、会社法の三大領域と言える全ての分野で論文を書いているということが確認されるわけであります。

- 中村 はい,ありがとうございました。会社法に関しては今伺うことができましたので,それでは保険法領域での研究成果についてお聞かせください。
- 村田 先ほども申し上げましたように、私が保険法の研究に本格的に取り 組んだのは平成20年の保険法の成立後ということになります。立命館大 に平成19年に来ましたので、その翌年に保険法が成立するということに なります。もちろん細かな事案の解釈問題も大好きなんですが、それは

^{6) 「}支配株主の異動を伴う募集株式の発行等に関する規律の新設について――『主要目的ルール』との交錯を中心に――」北村雅史=高橋英治編〔藤田勝利先生古稀記念論文集〕 『グローバル化の中の会社法改正』(法律文化社, 2014年) 101頁。

^{7) 「}機関投資家の議決権行使――スチュワードシップ・コード導入の光と影――」旬刊商 事法務2175号 (2018年) 16頁。

⁸⁾ 主な業績は、本誌1000頁以下を参照。

判例研究の場で成果を発表しています⁹⁾。保険法の判例 事例というの は、どちらかというと事案の複雑さということに特徴があるので、それ は判例評釈でやっているので、保険法自体の研究としてはですね、私の 研究の特徴と言いますのは、どうしても「商法から保険法に変わる過渡 期、保険法という立法がなされて、その保険法の構造的な特色とは何 か」という研究を、若干立法を見てきた人間として「ちゃんとやってお かんといかん」と研究を進めていきました。日本保険学会や日本私法学 会でのシンポジウムあるいはミニシンポジウムでも、私は保険法の構 造、「どういう考え方で保険法はできているのか」ということを取り上 げたわけであります。特に保険法が採用した保険契約の類型化――損害 保険、生命保険、傷害疾病定額保険と三類型化したんですけれども、そ の類型化が果たして妥当だったかどうかという検証でありますとか、あ るいは保険法は、はっきりと明文で任意規定、片面的強行規定、絶対的 強行規定という規律、正確に言うと片面的強行規定をはっきり明示して いったんですけれども、この規律の三分類ということをはっきり言った 立法は保険法が最初だと。この規律の三分類に着目した分析を進めて いったわけであります100。こうした観点からの研究は、一橋大学の得津 晶教授、得津先生は会社法、保険法の両分野で頑張っておられるんです が、得津先生をはじめとする気鋭の研究者からも一定の評価をしていた だいたわけであります。まあ、会社法ではあんまり若手には評価されて いないと思うんですけれども……。

中村いえいえ、どうでしょうか。

村田 保険法研究は、若手には評価されている気がいたします。会社法は どちらかと言うと守旧派ですね。

中村 そうですかね。それでは、ただいま会社法と保険法の大きな領域に 関するお話をしていただきましたが、そのなかで先ほど保険法領域でも

⁹⁾ 本誌1004頁以下を参照。

^{10) 「}保険契約の類型論と規律の性質」旬刊商事法務2244号(2020年)16頁。

判例研究のお話が出ましたが, 先生は判例評釈も多数書いておられます ので、その辺についてもお話を伺えればと思います。

村田 まあ多いかどうかはともかくとして、研究者の皆さんは判例評釈を 多く書いておられるのですが、私は研究者になってからしか書いていま せんので、まあそこそこですが、依頼された判例評釈は一件一件全力で 取り組んできました。やっぱり実定法研究者の力量は判例評釈ですごく わかるような気がいたしますので、真剣に書いてきたつもりです。それ で、本学に来た直後なんですけれども、川又先生から自宅に電話があり まして、今は北村雅史先生が編集をされています「私法判例リマーク ス」ですが、当時は川又先生が編集に当たられていました。もう編集担 当を辞められる直前だったと思うんですが、川又先生からこの「私法判 例リマークス」への執筆依頼があったのが、判例研究の最初でありま す。川又先生はこの時「なぜ君にこの判例を担当してほしいか」という ことについて、かなり長い時間懇々と電話で述べられたんですね。その 最初に当てられた判例というのは、人身傷害補償損害保険契約という保 険契約. 損害保険契約があるんですが. これは自動車事故の時に生じる ものですが、請求権代位の解釈に関する旧商法下での事案で、新保険法 が施行される直前の契約の事案でした。川又先生が電話でおっしゃるに は「君は長く生命保険会社で働いてきたから、あんまり馴染みがないと 思うけど、これからは研究対象を損保にも広げてほしい」と。先生ご自 身は海上保険の専門家ですから「君、やんなさい」と。「自分は若い頃 から損害保険の請求権代位について考えてきた。そのときは慶應義塾大 学の倉澤先生にいろいろと教えていただいたんだけれども、 なかなか疑 問点が多くて結論を出せていないんだ」と、こういうことをおっしゃら れた。当時、人身傷害補償損害保険契約の請求権代位について、大阪地 裁で訴訟するのと、東京地裁で訴訟をするのとで、全く違う結論を出し ていたんですね。それで川又先生も電話で「東京地裁と大阪地裁とで全 く違うのでどうなっているのかと思うんだけれども、どっちが正しいの か、どちらが妥当なのかを考えてほしい」ということでありました。これはとても難しい問題なんですけども、懸命に考えました。東京地裁は訴訟基準差額説、大阪地裁は人傷基準差額説という――どちらかというと消費者にとって有利なのは東京地裁なんですが――こういう解釈をしておりました。私は東京地裁の訴訟基準差額説を支持して、大阪地裁の人傷基準差額説に反対する評釈を書きました¹¹¹。その後、新保険法に変わって最高裁判所が訴訟基準差額説、つまり東京地裁の訴訟基準差額説に判例を統一して決着したわけです。

会社法のほうは、最初に判例評釈をしたのは京大商法研究会です。敵対的買収防衛策に関するピコイ事件という有名な事件があるのですが、新株予約権の瑕疵が新株発行に連鎖するのかという問題ですけれども、このピコイ事件の評釈を担当して「旬刊商事法務」に公表したのが最初ということになります¹²⁾。その後、「私法判例リマークス」や「旬刊商事法務」に、相当数の判例評釈を発表することができたわけであります。

<今後の研究テーマ>

中村 ありがとうございました。ここまでの研究の区切りということで、 先生は今年で定年を迎えられますが、今後さらに進められていこうとしている研究について、その展望をお聞かせいただければと思います。

村田 もう65歳で特任教授ですから、なかなかそう長くは研究できませんが、近年は商事法の解釈方法論に興味を持っています。そうした観点からの論考——法概念の統一性という論考も公にしてまいりました。商事

^{11) 「}被害者が人身傷害補償保険契約に基づき保険金の支払いを受けた後に加害者に対する 損害賠償請求訴訟を提起した場合において、保険者の代位取得する被害者の加害者に対す る損害賠償請求権の範囲」(東京地裁平成19年2月22日判決) 私法判例リマークス36号 (2008年) 106頁。

^{12) 「}新株予約権無償割当てが『著しく不公正な方法』によるものであるとして、新株発行 の差止めの仮処分が認められた事例 (ピコイ事件抗告審決定)」(東京高決平成20年5月12 日) 旬刊商事法務1944号 (2011年) 93頁。

法の解釈方法論,これが結構,いま盛り上がっているんですね。特に東京大学の田中亘先生が「政策的解釈論」ということを唱えられて,これには私はかなり違和感があるんですけれども,商事法の解釈方法論にはこれからも微力ながら取り組んでいきたいと思っております。

また、これまで述べてきましたように大立法時代という中で、近年は会社法や保険法が単行法化されて、いわゆる形式的意義における商法(商法典)の空洞化現象というのが、かなり進んだわけであります。「もう、いっそのこと商法典はなくしてしまったらいい」といういわゆる商法典解体論、商法典不要論もかなり唱えられているわけですね。得津先生に言わせると「商法のアイデンティティ・クライシスが生じている」ということなんですね。やっぱり、実質的には商法が残っていると言っても、形式的な商法典が残っていないというと、寂しいというか、商法としてのアイデンティティがやっぱり崩れてくるわけなんですね。実は僕も、保険法が商法典から独立する時に、法務省に「保険法を独立させないでくれ」と、ずいぶん折衝したんです。理解は示してくれたんですが、「これはちょっと無理だ」と言われた。何で無理かと言うと、共済を適用対象にした時に、共済は「自分らは商売と違う」と主張する。

中村 商人じゃないですからね。

村田 そう、共済は商人じゃない。「だから商法典には残らない」という ことだったんですね。その当時から「商行為とは何か」ということを、 考えてきたんですけどもね。

もう一つ言うと、私は日本生命という保険相互会社にいましたが、保 険相互会社の締結する保険というのは営利行為ではないので、営業的商 行為ではないんですよ。

中村 そうですね。

村田 株式会社の保険会社が締結しているのは営業的商行為です。これって普通の消費者から見て、「どこが違うの?」と。「日本生命と第一生命とでは、こちらは商行為ではなく、こちらは商行為」って、何の納得感

もないですよね。昔からそういう問題意識は持っていたんですけれども。まあ、かつて商法本質論としての商的色彩論の分析を行った¹³⁾のも、こういう商法のアイデンティティ・クライシス、危機感ということを背景とするものであります。聞き手のお二人は決してそんなことはないと思いますが、最近の商法学者を見ていると、なかなか商法への愛情、愛着が感じられない、そういう人がいるような気がするんですね。これではいけないと思います。

とはいえ、最後の暗黒大陸とも言える商法総則や商行為法――商法総則や商行為法は正直言って寄せ集め規定みたいになっていますが――その改正問題が研究者の間では今、「民商法雑誌」とか、「法学教室」の連載で、かなり浮上してきています。法務省の内部ではかなり難しいなと思っていると思うんですけれど、いつかはやらないといけない。この改正問題は確かに本当に難しいわけであります。会社法や保険法あるいは運送法・海商法のように経団連、保険業界、運送・海運業界といった立法のまとまった推進母体というものがないわけなんですね、寄せ集めですから。一方で、「商法とは何か」ということを考える意味では、商法のアイデンティティに密接に関連する課題なんですね。「民法とは違うルールを置かないといけない」というのは、やっぱりこれは「商法とは何か」の問題に結びつく。商法総則や商行為法の改正のあり方を具体的に考えてみたい。これは非常に難しいですけれども、商法が好きな人間として最後にやってみたいという抱負を持っているわけです。

中村 非常に深い,本質的な問題に関するご関心を伺うことができました。今後のご研究を楽しみにしております。

<ロースクールでの担当委員>

中村 再びロースクールにお話を戻しまして、今度はロースクールの運営

^{13) 「}商的色彩論の系譜――商法とは何かの問い――」立命館法学387・388号(2020年)445頁。

関係,運営の問題について。村田先生はロースクールでは教務担当の副研究科長とともに入試委員を長く務めておられましたが,ロースクールでの教務や入試政策について,ご自身のご経験とか今後の課題などお聞かせいただければと思います。

村田 まず教務については、ロースクールに赴任した年から教務委員になりました。3年後に教務担当の副研究科長を拝命したわけであります。最初の印象としては「カリキュラムが複雑すぎるな」という気がしました。皆さんはご存じないかもしれませんが、履修前提制とかですね、いろんなコースとかがあって、ちょっと教員でもわからないくらい複雑なカリキュラムを持っていました。とくに司法試験に直結しない科目が多すぎる。多少あるのはいいんですが、多すぎるなという感想を持ちました。それで教務委員長の時に、多くの抵抗に遭いながらも、多くの科目を整理廃止してカリキュラムをかなりすっきりすることができたと思います。司法試験のために闘うカリキュラムに変えていく筋道をつけることができたと思います。

一方で、司法試験あるいは企業法務に役立つ科目は積極的に新設したわけで、コーポレートロー先端演習(現在は、コーポレートロー展開演習)を新設しました。これは選択科目ではありますが、さまざまな類似科目の中ではいちばん多くの院生に選択していただいて、大成功を収めたカリキュラム改正だったと思っています。教務委員長をやって思ったんですけれども、実際の教育内容については、大学というところはなかなか、よそさまの分野に口出すことは無理、困難なんですね。自分の領域である商法については、ともかく司法試験本番と同じように書く練習、2時間試験は大事だと思っていますから、2時間試験を複数回実施して力をつけていくのが、まあ王道なんだろうなと思っていました。やはり「基本に忠実」ということが大事で、条文・判例の学習を反復して繰り返すことが合格への早道であります。それから「学習教材を選ぶ」ということは非常に大事であります。オーソドックスなスタンダードなもの

を選ばないといけないと思います。それから、あんまり「あれ見て、これ見て」といっぱい教材を使うのではなく、一つの教材を反復して、暗記するほど学習したほうがよい効果、よい結果が出るわけですね。

次に入試政策については、中村先生はご存じと思いますが、これは自 ら志願して入試委員になりました。

中村 そうですね。

村田 最初は中村先生の担当だったんですけれども、私に変えてもらいましてですね、入試委員になりました。これは危機意識によるものです。その当時かなり入学者が減少していて、「これは危ないな」と。あの「質」というのも大事なんですけれど、「量」がいないと合格者は出ません。結果は出ません。これでは同志社大学に勝つどころか、私の特任教授期間ですらも本学のロースクールは持たないんじゃないかという、現実的、個人的危機意識に襲われました。何とか入学者を増やさないといけない、ということですね。幸い、入試政策を梃入れして、みんなでがんばって、入学者のV字型回復を実現できたわけであります。企業経営と同じで、ロースクールにも経営課題があると思っています。現状の問題点を見極め、どのボタンを押せばその課題が解決されるのか。当時はやっぱり「入学者を増やさないともうだめだ」というふうに思ったわけですね。これが最大の課題だと。それを考え抜くことが大事。いろいろな課題はありますが、その時にいちばん大事な課題はどれなのかを考えていくことが大事だと思います。

ロースクール制度を振り返ってみますと、もう半数以上のロースクールが募集停止し、淘汰された。わが国のいろいろな教育制度の中で稀に見る失敗した制度だと言われますが、まったくその通りだと思います。しかし、淘汰されていったロースクールには当然その原因があります。一方、成功しているロースクールにも原因があります。これは打つ手がある原因なのかどうかというとなかなか難しいことはあるんですが、いずれにしても原因があることは間違いないんですね。成功と失敗には原

因があることは間違いない。成功しているロースクールはすごく成功していますから。そういうところに――まあただ京大が参考になるかというと、あれは雲の上の存在なので、それはなかなか難しいんですけれども――もうちょっと近いところで成功しているロースクールを少し勉強していったらよいのではないかという気がしますね。ロースクールのよさというのは、とくに予備試験と比べて実務指向で丁寧な教育をしていることですね。予備試験組より、実践・実務で優秀な弁護士を育てるというのは可能だと思います。京大では、予備試験を受かる人でも、ちゃんとロースクールに通う人がいっぱいいるので、それは教育が魅力的だからだと思います。魅力的な教育をやって、予備試験よりも実務的に優秀な弁護士を育てていく。そのためにはどうしたらよいのか。どういう教育内容にしたらよいのかということですね。私は、これからは教授会メンバーも外れて委員からも外れますが、皆さんぜひ真剣に考えていただきたいと思います。

<メッセージ>

- 中村 非常に今後の教育上の示唆に富んだお話もありましたけれども、また先生がおっしゃる通り今後も課題の多い制度ではありますが、現状ここまでを振り返って、先生が研究者になられて、立命館大学の法科大学院に来たことというのは、先生ご自身の中ではどのように評価しておられますか。
- 村田 ほんとうによかったと思いますね。もちろん転職した時期がよかったということもあります。早すぎず、遅すぎず、50歳で第2の職場、大学に来ることができたというのがよかったと思っています。やや具体的に言うと、何がよかったかということなんですが、私は企業の中ではわりと比較的自由な働き方ができていたほうなんですが、企業と大学とを比べるとやっぱり大学は時間の使い方に裁量がありますよね。土日にきちんと論文を書いていれば、平日の授業のない日であれば、ちょっと美

術館に行ったり、趣味のお寺めぐりをしたりできる。平日は空いていますから、混んでいる土日には論文を書いているとか、わりと自由に時間 設計ができる。これは非常にありがたかったなと思います。

2番目なんですが、私は10年前に結構重い病気になったんですが、皆さんに大変親切にしていただきました。当時の研究科長の松宮孝明先生をはじめとして大変親切にしていただいて、幸いその後再発していないんですが、企業にいた者の実感として、企業で重い病気をすると、キャリア的にはなかなか厳しいものがあるんですね。大学では、一つは皆さん親切だし、職場復帰した後のキャリア形成という意味でも不利益はない。大変よかったことだと思いました。人間、歳をとるとなにがしかの病気をしますから、その意味ではよかったと思いますね。大企業では、昔は年功序列と言いましたが、今は健康序列と言いまして、病気をしたらその後は出世という意味では結構しんどいですよね。

3番目は、また老後ということに関係しますけれど、やっぱりロースクールや学部で教えていますと、毎日フレッシュな学生さんと意見交換して接しているんですね。どうしても歳をとってくると、発想がやっぱりちょっと古くなってくる。やっぱり新しい人たちに触れて、「まだまだ負けないぞ」とは思っていますけれど、新しい若い学生さんから刺激を受ける。また、講義とか演習で自分の考えをまとめて講義する、声を出していろいろとしゃべる、議論する。これは心身が活性化されて結構老化を防いでいるのではないかなと、このように思うわけです。企業時代の同僚とときどき同窓会をしたりするんですけれども、一応、「若々しいな」と言われます。逆に企業でずっとやってきた人にはかなり老け込んでいる人が多いんですけれど、苦労が違うというか、ポジティブにとらえると、若い学生さんたちと接しているということで脳が活性化されているという面があるのではないかと思います。この3つくらいのメリットがあったのではないかなと思います。

中村 なるほど。これからもますます若い方と接点を多く持って、お元気

で引き続き研究に教育に活躍していただけることを期待し、また私もいろいろと教わっていきたいと思っております。最後に私と聞き手の島田 先生にメッセージをいただければと思います。

村田 メッセージと言うほどでもないんですけれど、お二人の先生には Good Luck という言葉を贈りたいと思います。幸運になっていただき たい。幸運を自らの手で掴み取っていただきたいということであります。 また、これはすべての商法研究者に対するメッセージですが、先ほど も述べましたが、わが国は中国に抜かれたけれども、この資源のない島 国が世界第3位の経済大国であるわけです。日本の企業や経営者そして 労働者はがんばってきたと思うんですね。資源もないのに、戦争で一度 壊滅してから、一時は世界第2位の経済大国、今は第3位ですが、象徴 天皇制のもとで努力して何とか企業を発展させて、賃金も上げていった わけですよね。そういうものを担っている重要なインフラの一つとして、企業法、商法というものがあるわけですから。日本の経済発展、国際的な競争力強化という観点から、まるで経団連みたいなことを言いますけれども、商法の研究に、そういう観点ももって取り組んでいただけ

あとまあ、これはだいぶんと歳をとってきた私の言葉ですけれども、 私の好きな言葉、私はよく仏教書を読むのですが、禅宗の言葉で「平常 心是道」「日日是好日」という言葉があります。これは鈴木大拙師が好 まれた言葉ですけれども、「毎日毎日、普通にたゆまず努力しましょう」 ということですね。「持続的に研究をしましょう」と。もしご興味があ れば禅の語録を読んでいただければと思います。本日は長い時間を頂戴 いたしまして、ほんとうにありがとうございました。

島田・中村ありがとうございました。お疲れさまでした。

ればな、というふうに思うわけです。

(このインタビューは、2022年10月21日に行われました)